HRNO	氏名	

藤枝順心中学校・高等学校長 戸田 雪子

学校感染症による出席停止のお知らせ

お子様は、下記の疾病(○印)にかかっているか、またはその疑いがあります。 つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止してください。

なお、病気が治りましたら、下の登校許可証明書を医師に記入してもらい、学校へ御提出ください。

1240' JE	スルゴログよ したり、「少豆以前 引血	明青を医師に記入してもらい、子校へ御徒出ください。
○印	感 染 病 名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
	病名 ()	治癒するまで
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	 百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬療法
2		が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	 流行州耳下眴炎(おた とくかげ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後五日を経過し、
	が門上井一脉炎(おためくから)	かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水疱瘡)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
3	腸チフス	
	パラチフス	症状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	
	(
		 ○印 感 染 病 名 病名() インフルエンザ 百日咳 麻疹 (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風疹 水痘(水疱瘡) 咽頭結膜熱 結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎

[※] 学校保健安全法19条には、「校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

登校許可証明書

学校長 様

HRNO_ 氏名

(保護者記入)

1 病名を記入または、○で囲んでください。

第一種	病名()
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 髄膜炎菌性髄膜炎	結核
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜 急性出血性結膜炎 その他の感染症(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

2 停止期間 月 日から 月 日まで

上記の者の病気は感染する恐れがなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

尼師々	<u> </u>	
医師名	印	